

# 災害に抗して

一般社団法人 全国労働安全衛生研究会

yamada@peace.email.ne.jp

2020・5・26 NO.9

編集 感染症対策研究部会

## 感染者入院の排出物は「感染性廃棄物」

### しかし感染者の自宅療養では「生活ゴミ」??

### 地域の生活ゴミについても感染防止を!

#### 目次

- ・地域の生活ゴミについても感染性防止を・・・・・・・・・・ 1
- ・家庭系のごみの収集・処理の危険が野放しにされてきました・・・ 2
- ・日常的に感染の危険にさらされながらの作業に、不安が・・・・ 5
- ・東京清掃労働組合「せいそう労働者」(5/15)・・・・・・・・・・6
- ・清掃員 感染リスク直面 (毎日新聞 4/27)・・・・・・・・・・8

●生活ごみの収集・処理における感染症の危険性を考えるべきです。

感染者の入院・治療で排出されるゴミは、**感染性廃棄物**として安全上の厳重な取扱いが必要とされています。その一方で、検査が不十分で感染者が早期発見されていなければ地域と自宅にいることとなります。また県内の病院・病床が足りなければ、東京都・埼玉県・大阪府などのように自宅療養となります。この場合自宅から排出されるゴミも感染しています。当然、このゴミも感染性廃棄物のはずです。

●しかし、今の政権の厚生労働省は、感染ゴミを出す「場所」が「医療機関なら感染性廃棄物」それ以外の「場所」なら「感染性廃棄物に該当しない」としているのです。つまり**通常的生活ゴミと同じ扱い**にされてしまいます。これは従来の法令とも異なる国の間違った見解です。

●検査を不十分にし、感染者の発見をおろそかにしています。また感染が明らかになっても自宅療養です。そのことで家庭・地域に感染したゴミである感染性廃棄物が、生活ゴミとして出されています。これでは、生活ゴミを収集・処分する労働者の危険性や、感染者の家族や地域の安全性も考えていないこととなります。

●感染者のデータ上のピークを越えたとされている今こそ、ゴミの安全性を考え、無責任で間違った国と自治体の方針を是正させなければなりません。(山田)

## 家庭系のごみの収集・処理の危険が野放しにされてきました

家庭系のごみを収集している清掃労働者、そのゴミを焼却処理をしている環境センターの労働者もエッセンシャルワーカーであり、感染性廃棄物と対応している労働者です。今回の国の方針で、コロナウイルス感染者の約2割が自宅療養を強いられてきました。4月末の東京では635人の感染者が自宅療養でした。また、日本では今も検査が不十分なために、地域と家庭に放置されたままの感染者もかなりいるはずです。

コロナウイルス感染者は感染法の2類に指定されており、その感染者から排出されたリネン類、紙おむつ、ガーゼ、マスク、手袋は全て**感染性廃棄物**です。

感染の場合、重症であろうと軽症であろうと—その感染力は変わりません。また、入院患者の治療などの排出物も、自宅の患者からの排出物も同じく感染症廃棄物です。しかし、日本の厚生労働省は、自宅療養からの排出物を感染症廃棄物と認めていないのです。次の厚生労働省の自宅療養時の感染管理対策についての「Q&A」をみて下さい。

14 軽症者等の宿泊施設等における廃棄物について、「宿泊軽症者等の食事ゴミ等は、基本的に感染性廃棄物として処理する」、「弁当のゴミや非医療従事者が使用した手袋などは、感染性廃棄物として廃棄する」又は「職員のPPEについては、医療廃棄物として対応する」とされていますが、それらの廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)別表第1の4の項の下欄に定める**感染性廃棄物としての取扱いを行う必要がありますか。**

(答)

- 軽症者等の宿泊施設等は、医師等が医業等を行う場所ではないことから、廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)別表第1の4の項の中欄イに掲げる病院や同項の中欄ロに掲げる診療所に該当しません。そのため、軽傷者等の宿泊施設等において生じた廃棄物については、廃棄物処理法施行令で定める感染性廃棄物としての取扱いが義務付けられているわけではありません。
- ただし、これらの廃棄物については、当該施設内や廃棄物処理業者の従業員への感染防止の観点から、ごみに直接触れない、ごみ袋等に入れて封をして排出する、捨てた後は手を洗う等の感染防止策を実施する必要があります。更に慎重な対応として、廃棄物処理法施行令で定める感染性廃棄物に準じた取扱いをすることも考えられます。
- また、医師等の訪問に伴い生じた廃棄物等のうち、特に感染性の危険が高いと判断される注射針等の廃棄物については、医療関係機関等で回収する等、医療関係機関等により**感染性廃棄物として処理することが望ましいです。**

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」

おかしなそして間違っただけで「感染症廃棄物の取扱いが義務づけられてはいない」「感染性廃棄物に準じた取扱いをすることも考えられます」などとしています。

軽度の感染者であっても、病院の病床数の環境が良くてすべて入院できる20県の患者からの排出物は感染症廃棄物となります。しかし東京や埼玉・大阪・神奈川・千葉などの15の都府県では病床が足りないために1984人の自宅療養が強いられた（4/28時点厚労省調べ）、そしてここでの患者の排出物は「感染症廃棄物にあたらぬ」としているのです。

●これは、はじめから自宅療養を考えていた日本の政権の間違った方針によるものです。この方針から自宅療養感染者の廃棄物は「生活ごみの扱い」としたかったのです。

また同じ自宅療養の廃棄物でも、WHOの自宅療養の暫定ガイダンスでは「感染性廃棄物として廃棄する」「処分にかかる責任は各衛生当局」として、「生活ごみの扱い」にはしていません。

在宅ケアで使用した手袋、マスク、その他に生じる廃棄物は、患者の部屋の中で蓋付きのゴミ箱に入れた後、感染性廃棄物として廃棄する。感染性廃棄物処分にかかる責任は、各衛生当局が有する。

軽症の新型コロナウイルス（COVID-19）患者の在宅ケアと接触者の管理暫定ガイダンス2020年3月

●感染症廃棄物の収集運搬は、**廃棄物を入れる容器自体**が「（1）密閉できること。（2）収納しやすいこと。（3）損傷しにくいこと」（感染性廃棄物処理マニュアル 2018環境省）としています。それなのに、今回は、一般の生活ごみ袋ですから、これまでの廃棄物における法令違反でもあります。

●したがって、その危険性も野放しにされてきたのです。神戸市環境局事業所では廃棄物収集にあたる計17人の職員が感染者になっています。4月21日～5月5日までこの事業所は閉鎖されていました。

## 作業員の方にゴミ袋のことなどを聞きました

●その生活ごみ袋もどうなっているのかです。作業員の方に聞きました。「自粛のおかげで3月～4月のゴミの量はかなり増えた」「小さい袋ならまだいいが、大きな袋にゴミがいっぱい詰め込んであると、収集車が袋を圧縮して詰め込むときにパンクして飛び散ってしまう」「プラスチックの容器やペットボトルが入っていると、反発力があり、飛び跳ねてしまう」「環境センターでは、ゴミ袋を破碎して上からバラバラと振り落とし、空気をいれて焼却します。これでは施設内全体が危険です」「これから夏になり熱中症の心配もあります。マスクをした作業が大変になります。汗でマスクが濡れてしまうと、かなり息苦しくなります。昨年までは、マスクを作業中に取り換えるだけの枚数があったが、今は2日間に1枚の支給では・・・感染症も熱中症も怖くなる」とのことでした。

## 「自粛」で確かに増大していた家庭系のゴミは過重労働に

全国では、自宅に留まる「自粛」によって家庭系の可燃ごみ・不燃物の**ゴミがかなり増加**していました。これは当然、大きなゴミ袋を一杯詰め込んでしまいます。またテイクアウトの家庭の食事も多くなり、プラスチック容器も多くなります。作業員のいままででない労働過重にもなっていました。

家庭系 可燃ごみ(前年同月比)

年	月	甲 府 市			(単位:トン)
		直営委託	生活持込	計	前年比%
2019	2	2,223.87	33.62	2,257.49	
2020	2	2,220.53	36.02	2,256.55	△ 0.04
2019	3	2,497.90	43.45	2,541.35	
2020	3	2,796.35	51.64	2,847.99	12.07
2019	4	2,818.19	48.98	2,867.17	
2020	4	2,828.46	64.09	2,892.55	0.89

家庭系 不燃ごみ(前年同月比)

年	月	甲 府 市			(単位:トン)
		直営委託	生活持込	計	前年比%
2019	2	274.62	84.50	359.12	
2020	2	275.35	99.74	375.09	4.45
2019	3	310.08	113.51	423.59	
2020	3	361.38	137.11	498.49	17.68
2019	4	323.79	117.97	441.76	
2020	4	408.72	155.99	564.71	27.83

甲府市環境部資料

- また資源・有価物などゴミの分別が必要となります。甲府市もそうですが、この分別も地方では自治会の**住民が有価物分別作業**をしています。使用したペットボトル・スチール缶・アルミ缶・ビンなどを手作業で分別するのです。住民も危険ですが、国も自治体もここでの安全も住民まかせのままにしていました。
- そもそも、感染者の自宅療養のやり方は、先行して行われた武漢や中国でも感染が地域や家庭に広がり失敗し、体育館などの仮設病院に切り替えました。日本の対策は、その経験を無視してきたのです。

作業する労働者も地域住民も、感染症が強まる事態におけるゴミの安全性をしっかり求めていかなければなりません。それは、今も、これからも公的責任が重要だからです。

## 日常的に感染の危険にさらされながらの作業に、不安が

東京 特別区清掃

坂口 明裕

私は東京都特別区の区役所で、家庭系のごみを収集している清掃労働者です。

4月上旬、神戸市環境局の事業所で「新型コロナウイルス」11名の感染者が発生し、「クラスター」となり、事務事業所が閉鎖となったと報道されました。感染経路は不明で、清掃職場も感染の恐怖にさらされていることが現実のものとなり、職場の仲間や家族に不安が増大していきました。

そうした中、都内の新型コロナウイルスの感染者のうち、635名が自宅で療養していることが、5月1日付の朝日新聞が報じられました。

この報道に接して、感染者のごみは別途収集されていない中、感染者のマスクやティッシュ等々の廃棄物は通常のごみとして、ごみ集積所に出され、私たち清掃労働者が収集していることになり、私は日常的に、感染の危険にさらされながら、作業を行っていることを、改めて実感し、強い恐怖を感じました。

### 清掃車の感染防止対策はほとんどなされていません

清掃車の構造上、ごみを積み込む際、圧縮されごみが飛散することは日常茶飯事です。このような作業実態ですが、残念ながら、感染しないような対応は、各区違いはあるけれども、ほとんどなされていないようです。マスクすら支給されていない区もあると聞いていますし、「使い捨ての手袋」、防護服等の支給は当然のごとく支給されていません。

残念ながら、従前から感染症対策の予算措置がされておらず、更に防護服、マスク、消毒液等が不足しているため、要求しても実現が困難な状況になっています。

もちろん「3密」対策として、極力職員間の接触を避ける取り組みは、各区工夫をしながら行われていますが、やはり現場段階での感染予防対策が必要だと思います。

徐々に、感染者が減っている状況ですが、感染者のごみは相変わらず、一般のごみとして排出されていますし、今後「第二波」も予想されています。

遅きに失したけれども、速やかに、感染予防の労使協議を尽くして、感染しないよう万全の対策をとってほしいと思います。

職員の感染者リスクや家族も含めた不安を取り除き、安全な労働環境を作るのが使用者の責任であると思います。

さらにそのことが「清掃職場のクラスター崩壊」させず、住民の安定的な衛生環境を維持できることにつながっていくと思います。

# 住民の快適な生活環境を守り続けるために

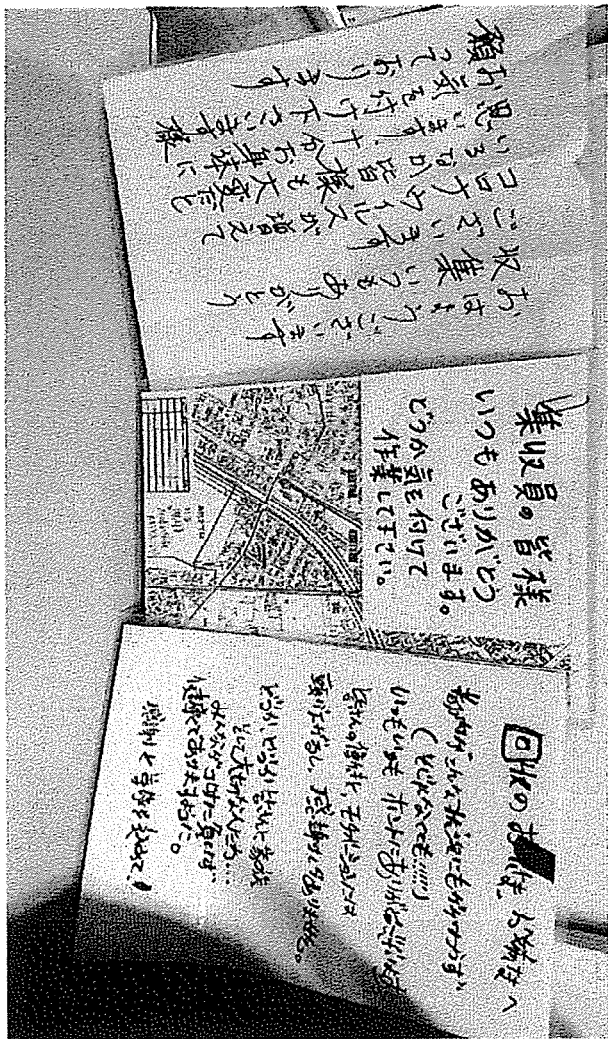
## 環境省に清掃現場の実態を訴える

現在世界中で感染拡大が進行している新型コロナウイルスで「医療崩壊」の危機に直面しています。医師や看護師が感染する中、人員が不足して一人ひとりの業務量が増すことで、肉体的・精神的負担が増大しています。清掃職場においても、感染のおそれがある人たちが使用したマスクやティッシュ等が入っているごみを収集する中で、感染のリスクと向き合いながらの作業が続いています。

新型コロナウイルスが世にも広がるといえる中で、地域的な生活環境を守るために、私たちにはそれと異なり、猛威を振るってしまっている状況に悩まされています。ですが、清掃作業は一日たりとも休むことが出来ず、

しかしそのためには、①個々の衛生状態を維持するため、頻繁に手を洗い目や顔に不必要に触れない。②定期的に体温を測定する。③体調が悪くない時は混雑した場所を避け、すぐに新型コロナウイルス受診相談窓口等に電話するなどを確実にし、感染拡大を抑制する必要があります。4月21日に、自治労中央本部の要請で環境省との意見交換に中里中央執行委員長と多田書記長が参加してきました。

住民から寄せられた感謝の手紙



環境省からは、「新型コロナウイルスの感染が拡大している中、医療崩壊の可能性が指摘されていることから、医師や看護師等の肉体的・精神的負担が増している状況にあります。清

**せいの会**

東 京 清 掃  
 労 働 組 合  
 千代田区飯田橋3-9-3  
 TEL (3237) 9995  
 ..... 1部20円  
 編 集 任  
 企 画 局  
 口 康 務 乗  
 田 康 務 乗

掃事業に従事する皆さんが

同様と考えています。清掃

事業は、住民の生活を根柢

から支えている事業です。

したがって、清掃事業

の崩壊は絶対に避けなけれ

ばなりません」という発言

がありました。

これに対して私たちが

は、収束・運搬・処理部門

の現状を伝えるとともに、

4月2日に厚生労働省が発

出した新型コロナウイルス

感染症の重症者等の宿泊療

養センターでは、「宿泊

重症者等の食事のみ等は、

基本的に感染性廃棄物とし

て処理する等、ごみの種類

ごとに処理方法を確認」と

していただくが、4月6日

に発出した新型コロナウイルス

感染症の重症者等に係

る宿泊療養及び自宅療養及

び自宅療養の対象並びに自

治体における対応に向けた

準備に関するQ&Aでは、

「重症者等の宿泊施設等に

おいて生じた廃棄物につい

ては、廃棄物処理法施行令

で定める感染性廃棄物とし

ての取扱いが義務付けられ

ているわけではありませ

ん。ただし、中略、慎重

な対応として、廃棄物処理

法施行令で定める感染性廃

任において安全衛生保護員

(マスク、化学防護服、消

塵被等)を確保すること、

ごみの排出エリアだけ

でなく、ごみ処理の作業ク

エリアを提示すること

を求めました。

環境省からは、「今回の

ただただ意見を真摯に受

けとめ、全国の清掃事業を

安全で安定的に維持する方

策を早急に検討します」と

いう回答がありました。

現在、私たちが一人ひと

りに関わっていることは、社

会全体としての結束力と心

理的な耐性だと思えます。

新しい未知の病気に対する

恐怖と不安は、生物である

人間としての自然な反応で

す。しかし過剰な恐怖から

は、根拠のない情報への拡散、

ウイルス感染症を特定の人の

せいにする、パニックに陥

るなど、事態を悪化させる

可能性があります。

徹底した予防と助け合い

で、日々の生活と清掃事業

を守る技きましよう。

(中里 保夫)



環境省と意見交換を行う中里委員長と多田書記長



